

富山高岡広域都市計画地区計画の変更（高岡市決定）

都市計画上牧野地区地区計画を次のように変更する。

名 称		上牧野地区地区計画		
位 置		高岡市上牧野		
区 域		計画図表示のとおり		
面 積		約9． 1 ha		
地区計画の目標		当地区は、高岡市中心部より北東約6．0kmに飛び市街地を形成している牧野地区の西部に位置している。 当地区では、民間業者等による宅地開発が進められていることから、地区計画を定めることにより、不良な街区の形成や無秩序な造成が行われなように規制・誘導を行い、周辺環境に調和した閑静で良好な居住環境の維持、形成に努めることとする。		
区域の整備・開発・保全に関する方針	土 地 利 用 の 方 針	良好な居住環境の維持・形成を図るとともに、周辺環境の維持・保全に配慮した戸建て低層住宅地とする。		
	地区施設の整備方針	地区内の道路は、地区内の幹線道路を軸として、適正な規模の街区を形成するために必要な区画道路を配置、整備することにより生活環境の維持・向上を図るとともに、既設道路と有機的に機能するように配慮する。		
	建築物等の整備方針	閑静で良好な戸建低層住宅地として、日照や通風に配慮した居住環境を確保するよう建築物等の規制・誘導を行う。		
地区整備計画	地区施設の配置及び規模		道路	区画道路 計画図表示のとおり
	建築物等に関する事項	地区の面積		約9． 1 ha
		建築物の壁面の位置の制限		道路境界線（隅切部分を除く。）及び隣接宅地の境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は1．0メートルとする。 ただし、車庫、物置その他これらに類する用途に供し、かつ、軒高3メートル以下の平屋の附属建築物についてはこの限りではない。
		建築物等の高さの最高限度		10メートル、但し、軒高は7メートル、建築部分の各高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1．25を乗じて得たものに、5メートルを加えたもの。
		かき、さくの構造の制限		生垣以外の構造とする場合、高さは、建築物の敷地に接する道路の路面の中心から1．2メートル以下とする。 ただし、隣接宅地の境界についてはこの限りではない。
	(注) 1．面積及び高さの算定方法は、建築基準法施行令第二条の規定の例による。			

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

本地区において、住環境の保護を図るため、地区計画を本案のとおり変更するものである。

計画図

